

グリーンボンド・ロゴマーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、グリーンボンドの発行促進を図るため、グリーンボンド発行促進プラットフォームの登録発行支援者、環境省又は一般社団法人グリーンファイナンス推進機構（以下「機構」という。）が特に認めた者が使用するロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別に掲げるものとする。

(ロゴマークに関する権限)

第3条 ロゴマークに関する一切の権限は環境大臣に属し、グリーンボンド発行促進プラットフォーム登録公表委託業務を受託した機構がロゴマークの付与及び管理に関する事務を遂行する。

(使用届出書の提出)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、必要な事項を記載した「グリーンボンド・ロゴマーク使用申請書」（別紙1）を使用開始予定日の1週間前までに機構に提出し、承認を得るものとする。ただし、国の行政機関、地方公共団体が使用する場合はこの限りではない。

- 2 前項に規定する「グリーンボンド・ロゴマーク使用申請書」の提出があった場合は、使用目的が次の各号のいずれかに該当しない限り、機構は使用を認めるものとする。
 - 一 国民の利益を害するおそれがある場合
 - 二 営利を主たる目的とする場合
 - 三 特定の思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
 - 四 特定の商品等の品質や安全性を保証する目的で利用されるおそれがある場合
 - 五 法令または公序良俗に反するおそれがある場合
 - 六 前各号に掲げるもののほか、機構が不適切と認めた場合
- 3 前項の規定により使用を認めた場合、機構は遅滞なく、「グリーンボンド・ロゴマーク使用許可書」（別紙2）とともにロゴマークの電子媒体をメール等により送付するものとする。

(遵守事項)

第5条 前条に基づき使用を認められ、ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 機構に届け出た目的のみに使用すること
- 二 別に定める「グリーンボンド発行促進プラットフォーム ロゴマーク 運用規定」に従い、ロゴマークの基本デザイン要素を正しく再現して使用すること

(使用期限)

第6条 グリーンボンド発行促進プラットフォームの登録発行支援者がロゴマークを使用できる期間は、グリーンボンド発行促進プラットフォームの登録発行支援者である期間とする。

(使用目的の変更届出書)

第7条 使用者が、機構により認められた使用目的を変更する場合は、必要事項を記載した「グリーンボンド・ロゴマーク使用目的の変更届出書」(別紙3)を機構に提出するものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による「グリーンボンド・ロゴマーク使用目的の変更届出書」について準用する。

3 前項の規定により変更を認めた場合、機構は「グリーンボンド・ロゴマーク使用目的の変更使用許可書」(別紙4)をメール等により送付するものとする。

(使用の管理等)

第8条 機構は、使用者に対して、ロゴマークの使用状況について報告を求め、またはロゴマークを使用した資料や物品等の提出を求めることができる。

(使用の差し止め)

第9条 ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、機構はロゴマークの使用を差し止めることができる。この場合、機構は使用者に対して、ロゴマークの使用差し止めを書面により通知するものとする。

一 この要領に違反して使用した場合

二 第4条または第7条に基づき提出された「グリーンボンド・ロゴマーク使用申請書」、「グリーンボンド・ロゴマーク使用目的の変更届出書」に虚偽の記載があった場合

三 使用者が法令に違反した場合

四 前各号に掲げるもののほか、機構が不適切と認めた場合

2 前項の通知を受けた使用者は、直ちにロゴマークの使用を停止し、インターネット上のホームページ等において使用している場合は当該ロゴマークの表示等を削除しなければならない。

(使用料)

第10条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(事故・苦情等への対応)

第11条 ロゴマークを使用した物、施策、活動等に関して事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下に必要な措置を講じるものとする。また、機構は、ロゴマークの使用により生じた一切の損害について責任を負わないものとする。なお、ロゴマークの使用に関し、機構と使用者との間で紛争が生じた場合の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

(要領の改定)

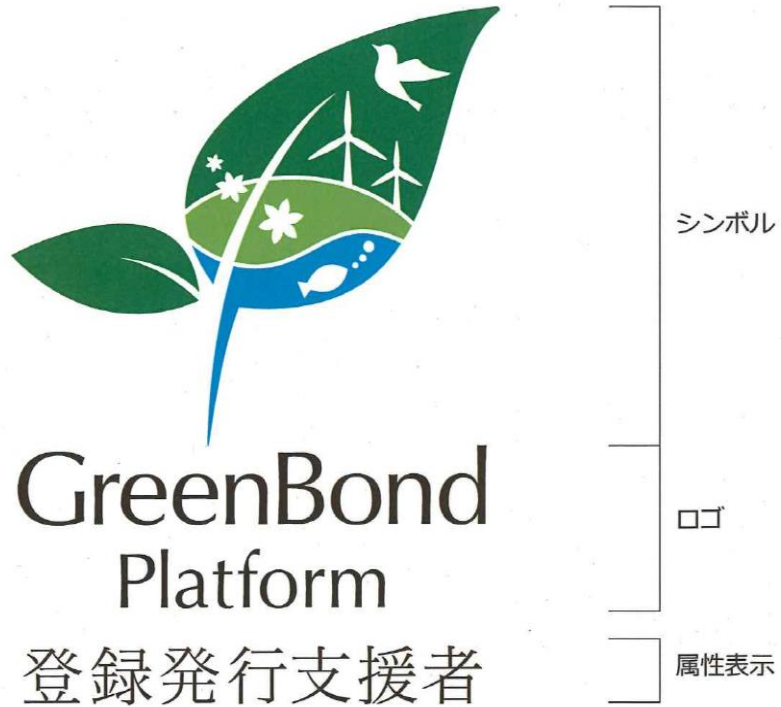
第12条 この要領は、事前の通知がなく、必要に応じて改定される場合がある。機構は、本要領を変更した場合、必要に応じ、関係者に対しその旨を通知するものとする。

(附則)

この要領は、平成30年7月26日から実施する。

(別 掲)

■ロゴマークの構造



■ロゴマークの運用別再現方法の原則

1- 「登録発行支援者」向け



2- 「環境省」と「機構」及び「環境省・機構が特に認めた者」向け



(別紙1)

平成 年 月 日

グリーンボンド・ロゴマーク使用申請書

一般社団法人グリーンファイナンス推進機構

代表理事 末吉 竹二郎 殿

使用を申請する者の名称

住所

代表者の役職・氏名

下記の要領でグリーンボンド・ロゴマークを使用することといたしたく、申請します。

使用に当ってはグリーンファイナンス推進機構が定める「グリーンボンド・ロゴマーク使用要領」および「グリーンボンド発行促進プラットフォーム ロゴマーク 運用規定」を遵守します。

記

使用開始希望日	平成 年 月 日 ~
使用の目的	
使用の方法 (具体的に記すこと)	

以上

(別紙2)

GF発第 号
平成 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

△△△△ 殿

一般社団法人グリーンファイナンス推進機構

代表理事 末吉 竹二郎

グリーンボンド・ロゴマーク使用許可書

平成 年 月 日付で提出のあった「グリーンボンド・ロゴマーク使用申請書」を受理しましたので、「グリーンボンド・ロゴマーク使用要領」第4条第2項の規定に基づき、使用を許可します。

ロゴマークの電子媒体をお渡ししますので、「グリーンボンド発行促進プラットフォームロゴマーク 運用規定」に従い、ロゴマークの基本デザイン要素を正しく再現して使用して下さいますよう、お願いします。

以 上

(別紙3)

平成 年 月 日

グリーンボンド・ロゴマーク使用目的の変更届出書

一般社団法人グリーンファイナンス推進機構

代表理事 末吉 竹二郎 殿

変更申請を行う者の名称

住所

代表者の役職・氏名

平成 年 月 日付GF第 号で使用を許可されたグリーンボンド・ロゴマークについて、使用の方法を下記のとおり変更したいので、申請します。

なお、変更後も、使用に当ってはグリーンファイナンス推進機構が定める「グリーンボンド・ロゴマーク使用要領」および「グリーンボンド発行促進プラットフォーム ロゴマーク運用規定」を遵守します。

記

事情変更の内容		
変更事項	変更前	変更後
特記事項		

以上

(別紙4)

GF発第 号
平成 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

△△△△ 殿

一般社団法人グリーンファイナンス推進機構
代表理事 末吉 竹二郎

グリーンボンド・ロゴマーク使用目的の変更使用許可書

平成 年 月 日付で受理した「グリーンボンド・ロゴマーク使用目的の変更届出書」について、「グリーンボンド・ロゴマーク使用要領」第7条第3項の規定に基づき、使用を許可します。

引続き、「グリーンボンド発行促進プラットフォーム ロゴマーク 運用規定」に従って、適切に使用して下さいますよう、お願いします。

以 上